

# 証券投資信託 商品概要説明書

項目	内 容
1. 商品名 愛称	DC外国債券インデックスファンド
2. ご利用者	当商品を選定されている確定拠出年金プランの加入者および運用指団者の方 (ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。)
3. 商品分類	投資信託協会分類：追加型投信／海外／債券／インデックス型
4. 商品属性	<p>当初設定日 信託期間 クローズド期間 主要投資対象</p> <p>2002年1月25日 無期限 ありません。 外国債券マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。 (当該マザーファンドは、日本を除く世界主要国の公社債を主要投資対象とします。) なお、公社債等に直接投資することもあります。</p>
運用方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公社債への実質投資は、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)に採用されている国債等に分散投資を行い、同インデックスと連動する投資成果を目標として運用を行います。</li> <li>● 公社債等の実質投資割合は、原則として高位を保ちます。</li> <li>● 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、エクスポージャーの調整等を目的として為替予約取引等を活用する場合があります。</li> <li>● 運用の効率化を図るため、債券先物取引等を活用することができます。</li> <li>● 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用が行われない場合もあります。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外貨建資産への実質投資割合には、投資制限を設けません。</li> <li>● 株式への投資は転換社債を転換したもの及び新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)を使用したものに限ることとし、実質投資割合は取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> </ul>
ベンチマーク 決算日 収益分配	<p>FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)</p> <p>毎年2月7日(委託会社が休業日の場合は翌営業日)</p> <p>年1回の決算時(原則2月7日、休業日の場合は翌営業日。)に、原則として収益分配方針に基づいて収益分配を行います。分配金は自動的に再投資されます。</p>
償還条項	<p>次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合</li> <li>● ファンドを償還することが受益者のために有利であると認める場合</li> <li>● やむを得ない事情が発生した場合</li> </ul>
5. お申込み方法 お申込み単位 お申込み価額	<p>当プランにおける拠出金または他の運用商品の売却資金により購入できます。</p> <p>1円以上1円単位</p> <p>購入約定日の基準価額が適用されます。</p>
6. 解約方法 解約価額	<p>当プランで選定されている他の運用商品の購入資金に充当する場合は自由に解約できますが、確定拠出年金関連法令で定められている一定の給付事由以外は現金でのお引き出しはできません。</p> <p>売却約定日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額が適用されます。</p>
7. 費 用 販売手数料 信託報酬 信託財産留保額 その他費用	<p>この商品には次の費用がかかります。</p> <p>ありません。</p> <p>純資産総額に対して年0.715%(税抜年0.65%) (内訳: 委託会社0.341%(税抜0.31%)、販売会社0.319%(税抜0.29%)、受託会社0.055%(税抜0.05%))</p> <p>売却約定日の基準価額に0.10%を乗じた額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、そのつど信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用(消費税等相当額を含みます。)は信託財産から收受する信託報酬中より委託会社が支弁します。</li> </ul>

**(運営管理機関)りそな銀行**

項目	内容
7. 費用(つづき)	
その他費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 借入金の利息は、原則として借入金返済時に信託財産中から支弁します。</li> <li>● ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引に要する費用等は、取引のつど信託財産中から支弁します。</li> </ul>
8. お申込み不可日等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ニューヨーク証券取引所またはロンドン証券取引所が休業日の場合には、取得申込み・解約請求のお申込みを受けないものとし、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、当ファンドの受益権の取得申込み・解約請求の受付を中止すること、及び既に受けた取得申込み・解約請求を取消すことがあります。</li> <li>● 確定拠出年金制度上、お取扱いできない場合がありますので弊社コールセンターにお問合せください。</li> </ul>
9. 課税関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 確定拠出年金制度においては換金時、償還時、収益分配時の利益に対して課税されません。</li> <li>● 加入者および運用指図者の方の年金資産残高に対して、約1%の特別法人税等が課税されますが、その適用については現在凍結されています。</li> </ul>
10. 利益の見込み 損失の可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、将来の基準価額の予想ができないことから、利益の見込みを事前に示すことはできません。なお、当ファンドにおける運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。</li> <li>● 当ファンドの基準価額は弊社コールセンター、Web等で開示します。</li> </ul>
11. 基準価額の主な 変動要因等	当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資元本は保証されているものではありません。主なリスク要因は次の通りです。
為替変動リスク	外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に、投資している国の通貨が円に対して弱く(円高)なれば基準価額の下落要因となり、強く(円安)なれば基準価額の上昇要因となります。
金利変動リスク	金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に、金利が上昇(低下)した場合には債券価格は下落(上昇)し、基準価額の下落(上昇)要因となります。
信用リスク	有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスクをいいます。一般に、このような事態が生じた場合、またはそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制等による影響を受けるリスクをいいます。一般に、このような事態が生じた場合、またはそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。
流動性リスク	短期間に相当金額の解約申込みがあった場合等、当ファンドの保有資産を大量に売却せざるを得ない場合に、市況動向や取引量等の状況により基準価額が大きく変動するリスクをいいます。一般に、売却資産の市場における流動性が低いときには、期待する価格での取引ができないことや、取引に相応の時間を要することがあり、その結果基準価額の下落要因となる可能性があります。
その他のリスク	マザーファンドへの投資を通じて、ベンチマーク(FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース))と連動する投資成果を目標として運用を行いますが、当ファンドへの入出金、個別銘柄の実質組入比率の違い、売買コストや信託報酬等の影響などから、当ファンドの基準価額騰落率と上記インデックスの騰落率は必ずしも一致しません。
12. セーフティー ネットの有無	投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
13. 持分の計算方法	解約価額 (= 基準価額 - 信託財産留保額) × 保有口数 ※ 基準価額・解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。
14. 委託会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社(信託財産の運用指図、受益権の発行等を行います。)
15. 受託会社	三井住友信託銀行株式会社(信託財産の保管、管理業務を行います。)

## (運営管理機関)りそな銀行

- ◆ 当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- ◆ 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
- ◆ 投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および投資成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。
- ◆ 上記商品内容をご確認のうえ、確定拠出年金法第24条に基づき別途ご提供する上記商品の過去の運用実績と併せて、ご自身で投資判断を行っていただきますようお願いいたします。

(2019.10)